

## 議案第 69 号

### 包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平井伸治

#### 1 契約の相手方

住 所 鳥取市

氏 名 岸本信一

資 格 税理士

#### 2 契約の始期

平成 29 年 4 月 1 日

#### 3 費用の算定方法

9,150,000 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

#### 4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。